

第五次大野市障がい者計画（案）等に対して提出された意見等について

*意見等の提出結果：3人の方から3件の意見等が提出されました。

番号	該当箇所	意見等の概要	大野市の考え方	計画（案）の修正
1	<p>【26頁】 第4章 障がい者施策の推進の総合的展開 2 障がいのある人の地域移行、地域生活を支援します。 (1) 相談支援体制の充実</p>	<p>相談支援体制の充実は、障がい児者を抱える保護者や家族にとって期待している分野ですが、相談窓口をどのように充実するのかが見えない。 どういった相談が何件あるかなど現状分析の記載もないのは問題ではないか。相談は、速やかで、適切な対応が重要であり、大野市はどこが不十分なのかを分析し、計画に具体的に記載してほしい。 施設の収支でも相談支援は赤字となっており、充実した相談支援ができず、担当職員の負担が大きく、人事配置も苦慮している。 相談は福祉サービスの窓口になるので、具体的な支援策を記載してほしい。</p>	<p>大野市障害者相談支援センターでは、関係機関等と連携し、障がいのある人やその家族の相談支援の充実に取り組んでいます。 また、奥越地区障害者自立支援協議会に相談支援連絡会を設置し、相談支援を実施する上での課題の洗い出しやケース検討を実施しており、質の高い相談支援が提供できる体制づくりや相談支援専門員の資質の向上に取り組んでいます。 計画相談支援については、「第6期大野市障がい福祉計画」及び「第2期大野市障がい児福祉計画」で利用実績や今後必要な見込量を示しています。【50頁、53頁】 計画相談支援が、社会福祉法人や相談員の負担になっているというご意見については、奥越地区自立支援協議会の相談支援連絡会でその実情や課題を整理し、必要に応じ、職員の処遇改善やサービス報酬の見直しなど、国等へ働きかけなどについて検討していきたいと考えています。</p>	修正はありません。

番号	該当箇所	意見等の概要	大野市の考え方	計画（案）の修正
2	<p>【28頁】 第4章 障がい者施策の推進の総合的展開 2 障害のある人の地域移行、地域生活を支援します (3) 発達障がいのある人への支援</p>	<p>「児童デイサービスセンター」を「こども発達支援センター」に変更してはどうか。 平成24年4月の児童福祉法の改正により、発達障がいのある子どもへの支援は、自治体が「児童発達支援センター」を設置して対応することを述べています。また、「児童デイサービス」は旧法では存在しましたが、新法では名称がありません。さらに、大野市児童デイサービスセンターは、児童発達支援や訪問機能、発達相談機能、保育や教育への支援機能が加わり、地域の子育て支援機能の一躍を担っています。その結果、児童発達支援事業所の機能を超える施設となっています。第2期障がい児福祉計画を機に、施設が有する機能を表現し、市民に親しみやすさと誇りが持てる施設名にするようお願いします。</p>	<p>大野市児童デイサービスセンターは、平成23年の開設以降、「児童発達支援」をはじめ、「放課後等デイサービス」や「保育所等訪問支援」など、発達に障がいのある子どもへの支援の充実を図ってきました。 また、愛称を「くれよん教室」とするなど、親しみやすい施設づくりに努めています。 「児童デイサービスセンター」の名称変更については、ご意見を踏まえ、今後検討していきたいと考えています。</p>	<p>修正はありません。</p>

番号	該当箇所	意見等の概要	大野市の考え方	計画（案）の修正
3	<p>【43頁】 第5章 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策 （第6期大野市障がい福祉計画、第2期大野市障がい児福祉計画） 4 令和5年度に向けた目標・指標の設定 （5）障がい児支援の提供体制の整備等</p>	<p>放課後等デイサービスや発達障がい児の一時預かりサービスを大野でお願いします。 放課後等デイサービスなどに、重度障がい児（医療的ケアが必要な児童）が通えるようお願いします。来年4月から子どもが小学生になりますが、現在、福井市内まで通っているため、とても負担になっています。</p>	<p>市内には重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所がないため、県の関係機関と連携し、適切なサービスが提供できる体制づくりに努めることとしています。 【43頁】 重度の障がいのある児童の受入れについては、市内の事業者などとの協議について検討していきたいと考えています。 なお、これまで、重度の障がいのある児童が、基準該当施設（介護保険施設で、障がい者や障がい児がサービスを受けることができる施設）を利用されているケースもあります。</p>	<p>修正はありません。</p>